

愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

第2580号

平成26年6月17日火曜日 第2580号

◇ 目 次 ◇
告 示

指定自立支援医療機関の指定(2件)			
大規模小売店舗の廃止の届出			
公有水面埋立工事のしゅん功認可		(港湾海岸	旱課) 483
指定居宅介護支援事業の廃止	(中予地方局地域福祉	止課) 483
指定障害福祉サービス事業の指定	(") 484
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧(2件)	(中予	地方局農村整備第一	-課)484
指定居宅サービス事業者の指定	(南予地方局地域福祉	止課) 484
指定介護予防サービス事業者の指定	(") 484
指定介護老人福祉施設の指定	(") 485
土地改良区役員の就退任の届出	(南予地方局農村整備	莆課) 485
道路の区域変更(県道蒋淵下波線)			
道路の供用開始(")		(") 486
道路の区域変更(県道高茂岬船越線)	(南予	地方局愛南土木事務	务所)486
医師の指定	(身体障害者更生相談	炎所) 486
指定医師の所在地の変更	(") 486
指定医師の辞退の届出	(") 487
公	告		
消防防災へリコプターの購入		(消防防災安全	全課)487
雑	報		
西予ウインドシステム発電事業に係る計画段階環境配慮書及び同要約書の)縦覧について	(環境政策	ई課) 488

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第753号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成26年6月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

名称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする 医療の種類	指定年月日
レデイ薬局星の岡店	松山市東石井一丁目5番7号	株式会社レデイ薬局	精神通院医療 (薬局)	平成26年 6月1日
八ッピー薬局高浜店	松山市高浜町二丁目1476番地25	株式会社ハッピーファーマシー	精神通院医療 (薬局)	平成26年 6月1日
ももたろう薬局椿店	松山市古川西 2 - 3 - 18 西沢ビル NO 2	株式会社広島メディクス	精神通院医療 (薬局)	平成26年 6 月 1 日

○愛媛県告示第754号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成26年6月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

指 定 訪 問	看護事業者等	訪問看護	ステー	・ション	ν	担当しようとする	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所	在	地	医療の種類	有 是千万口
医療法人天真会	松山市南高井町333番地	南高井訪問看護ステーション	松山市南	高井町333都	番地	精神通院医療	平成26年6月1日

○愛媛県告示第755号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出があった。

平成26年6月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

大規模小売店舗	大規模小売店舗	大規模小売店舗内の店舗面積の
の名称	の所在地	合計が基準面積以下となる日
コープ余戸	松山市余戸南四丁 目19番35号	平成26年 6 月16日

○愛媛県告示第756号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第 22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん 功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において 告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成26年6月17日

宇和島港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

宇和島市土地開発公社

宇和島曙町1番地

代表者 理事長 石橋寛久

宇和島市栄町港二丁目 4番14号

- 2 埋立区域
- (1) 位置

2 工区

宇和島市大浦字新田甲208番50から甲208番44に至る間の地先 公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑧の地点と⑩の地点とを結

ぶ平成12年秋分の満潮位(D.L.+2.18m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点 宇和島市住吉町字住吉山乙700番8国土地理院「住吉」四等三角点(北緯33度13分31 804秒、東経132度33分27 874秒) ③の地点は、基点から真北344度59分52秒943 27メートルの 地占

- ③の地点は、③の地点から真北161度06分35秒10 28メートル の地点
- ⑩の地点は、鄧の地点から真北252度41分00秒2 93メートル の地点
- ④の地点は、④の地点から真北250度56分46秒0 .07メートル の地点
- ⑫の地点は、⑪の地点から真北161度06分35秒33 00メートル の地点
- ⑬の地点は、⑫の地点から真北251度06分35秒68 00メートルの地点
- ⊕の地点は、母の地点から真北341度06分35秒32 32メートルの地点
- ⑤の地点は、⑭の地点から真北251度43分23秒12 .08メートルの地点
- ⑩の地点は、⑮の地点から真北252度23分34秒12 .76メートルの地点
- ④の地点は、 ④の地点から真北252度38分49秒7 29メートルの地点
- ❸の地点は、∜の地点から真北252度39分11秒20 00メートルの地点
- ⑩の地点は、⑱の地点から真北252度35分33秒11 98メートルの地点
- (3) 面積

3 339 44平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号
 - 平成13年2月23日 愛媛県指令12港第527号
- 4 しゅん功認可年月日

平成26年 6 月17日

○愛媛県告示第757号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年6月17日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

指定居宅介護支援事業者の名称	指	定	居	宅	介	護	支	援	事	業	所	廃止年月日	サービスの種類
	名				称		所		在		地		
医療法人河辺整形外科	河辺整形	外科				愛	媛県伊	予郡松	前町浜	358		平成26年 5 月21日	居宅介護支援

○愛媛県告示第758号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成26年6月17日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

事業者番号	指定障害	届 祉 サ ー ビ ス	事 業 者	指定障害福祉	指定障害福祉	サービス事業所	指定
尹未日田与	氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名	サービスの種類	名 称	所 在 地	年月日
3823510171	特定非営利活動法人え ひめ障害者ヘルパーセ ンター	松山市紅葉町 3番45号	金村厚司	共同生活援助	こいこい事業部	伊予郡松前町大字徳丸 字植木ノ元1150	平成26年 5月1日

○愛媛県告示第759号

東温市松瀬川土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成26年6月17日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 東温市松瀬川土地改良区土地改良事業 (維持管理)変更計画書の写し
- (2) 東温市松瀬川土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間

平成26年6月18日から7月15日まで

3 縦覧場所

東温市役所本庁

○愛媛県告示第760号

松前町北伊予土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成26年6月17日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 松前町北伊予土地改良区土地改良事業(維持管理)変更計画 書の写し
- (2) 松前町北伊予土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間

平成26年6月18日から7月15日まで

3 縦覧場所

松前町役場

○愛媛県告示第761号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。 平成26年6月17日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定居宅サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名	指	定	居	宅	Ħ	-	Ľ	ス	事	業	所	指定年月日	サービスの種類
名称又は氏名	名				称		所		在		地	拍化平月口	リーこ人の種類
株式会社暖暖	デイサー	・ビス暖	暖			愛	矮県大	州市菅	田町菅	田甲934	4番地	平成26年 5 月 1 日	通所介護
社会福祉法人愛生福祉会	デイサー	・ビスセ	ンター	-祝の森	Ř	愛	愛県宇	和島市	祝森甲2	2407番5	也	平成26年 5 月20日	通所介護
社会福祉法人愛生福祉会	ショート	・ステイ	事業所	「祝の組	В	愛	愛県宇	和島市	祝森甲2	2407番5	也	平成26年 5 月20日	短期入所生活介護

○愛媛県告示第762号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。 平成26年6月17日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定介護予防サービス事業者の	指定	介	護	予 防	サ	_	ビス	事	業	所	指定年月日	サービスの種類
名称又は氏名	名			称		所		在		地	拍化牛月口	リーし入の作業
株式会社暖暖	デイサービ	ス暖暖			愛如	爱県大流	州市菅田	町菅田	甲934	番地	平成26年5月1日	介護予防通所介護
社会福祉法人愛生福祉会	デイサービ	スセンタ	ター祝の)森	愛如	爰県宇和	和島市初	!森甲2 ⁴	107番 [±]	也	平成26年 5 月20日	介護予防通所介護

会福祉法人愛生福祉会ショートステイ事業所祝の郷	愛媛県宇和島市祝森甲2407番地	平成26年 5 月20日	介護予防短期入所 生活介護	
-------------------------	------------------	--------------	------------------	--

○愛媛県告示第763号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設を指定した。 平成26年6月17日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定介護老人福祉施設の	指	定	介	護	老	人	福	祉	施	設	指定年月日	サービスの種類
開設者の名称	名				称	所		在		地	拍化平月口	リーこ人の種類
社会福祉法人愛生福祉会	特別養護	老人ホ・	-ム祝の	鄉		愛媛県3	宇和島市	市祝森甲	2407番	地	平成26年 5 月20日	介護老人福祉施設

○愛媛県告示第764号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 八幡浜市真穴土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任し た旨の届出があった。

平成26年6月17日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

就 任

役員の種類	氏	,		名	住 所
理事	小笠	空原		保	八幡浜市真網代丙430番地 1
"	矢	野		哲	八幡浜市真網代丙247番地7
"	畳	開		平	八幡浜市穴井 3 番耕地628番地
"	山	内	幸	人	八幡浜市穴井1番耕地9番地
"	阿	部		稔	八幡浜市真網代丙777番地
"	藤	原	福	久	八幡浜市真網代丙684番地
"	大	野	靖Ы	比公	八幡浜市真網代丙670番地
"	竹	内	善	_	八幡浜市穴井 3 番耕地545番地
"	#	上	金	市	八幡浜市穴井 3 番耕地602番地
"	大	本	定	_	八幡浜市穴井 3 番耕地605番地
"	阿	部	徳	司	八幡浜市真網代丙776番地 2
"	井	上		平	八幡浜市穴井 3 番耕地662番地 1

監事	田中清典	八幡浜市真網代乙184番地 6
"	阿 部 柳 次	八幡浜市真網代丙 1 番地
"	城戸義正	八幡浜市真網代丙414番地

退任

役員の種類	氏		名	住所
理事	田中	清	典	八幡浜市真網代乙184番地 6
"	宇都宮	輝	俊	八幡浜市穴井 3 番耕地543番地
"	小笠原		保	八幡浜市真網代丙430番地 1
"	矢 野		哲	八幡浜市真網代丙247番地 7
"	楠本	金	蔵	八幡浜市真網代乙2番地1
"	井 上	光	義	八幡浜市穴井3番耕地571番地
"	佐々木		茂	八幡浜市穴井3番耕地712番地
"	阿部		稔	八幡浜市真網代丙777番地
"	藤原	福	久	八幡浜市真網代丙684番地
"	井 上	金	市	八幡浜市穴井3番耕地602番地
"	大 本	定	_	八幡浜市穴井 3 番耕地605番地
監事	冨 永	鶴	光	八幡浜市穴井3番耕地705番地
"	阿部	柳	次	八幡浜市真網代丙1番地
"	城戸	義	正	八幡浜市真網代丙414番地

○愛媛県告示第765号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 6 月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

	道路の種類	路線名	区	間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
	県 道	拔洲工油帕	宇和島市下波2322番 2		旧	メートル 62~75	キロメートル 0.044	
		蒋淵下波線	于和局巾下 <i>版2322</i> 留 2		新	7 5~10 9	0 .044	

○愛媛県告示第766号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年6月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路	の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	蒋	淵下波	線	宇和島市下波23	322番 2						平成26年 6 月17日

○愛媛県告示第767号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成26年6月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路(の種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷幅	地	の 員	延	長	備	考	
IEI .	県 道	台 :	支岬船起	·优·4白	南宇和郡愛南町福浦642番 2 から		IΒ	メート 3.7		Ω. C		キロメートル 0.116			
「		同几	火叫竹刀口人	达	同町福浦628番2まで		新	8 9	~ 13	0. 8	0 .1	15			

-. m-> m, --, m-> m, -

○愛媛県告示第768号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。 平成26年6月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・ 肝臓機能障害	内 科	西予市立野村病院	長谷川陽一	西予市野村町野村 9 号53番地	平成26年 6 月 1 日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼 吸器機能障害	内 科	西予市立宇和病院	鶴田寛二	西予市宇和町卯之町 1 丁目246番地 1	平成26年 6 月 1 日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼 吸器機能障害	内 科	西予市立宇和病院	八木悠一郎	西予市宇和町卯之町 1 丁目246番地 1	平成26年 6 月 1 日
肢 体 不 自 由	神経内科	独立行政法人国立病 院機構愛媛医療セン ター	家田奈子	東温市横河原366番地	平成26年 6 月 1 日
視 覚 障 害	眼 科	西条中央病院	松 岡 美紀子	西条市朔日市804番地	平成26年 6月1日

○愛媛県告示第769号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。 平成26年6月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

	医師氏名		旧 所	在 地	新 所	在 地	変更
		氏名	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	年月日
坂	上	智 城	愛媛県立新居浜病院	新居浜市本郷3-1-1	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	平成26年 4月1日
Щ	本	幸司	今治市医師会市民病院	今治市別宮町7 - 1 - 40	愛媛県立今治病院	今治市石井町4-5-5	平成26年 4月1日
#	上	香奈子	宇和島社会保険病院	宇和島市賀古町2-1-37	医療法人愛生会井上整形外科 医院	四国中央市三島中央 5 - 5 - 8	平成26年 4月1日

○愛媛県告示第770号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。 平成26年6月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
肢 体 不 自 由	脳神経外科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	原田広信	東温市志津川	平成26年 3 月31日
平衡・音声、言語機能障害・肢 体不自由	脳神経外科	大洲中央病院	橋本尚樹	大洲市東大洲 5	平成26年 3 月31日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能 障害	泌尿器科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	岩田英信	東温市志津川	平成26年 3 月31日
肢 体 不 自 由	整形外科	市立八幡浜総合病院	米 川 晋	八幡浜市 1 番耕地638	平成26年 3 月31日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼 吸器・小腸・肝臓機能障害	内 科	社会福祉法人恩賜財 団済生会西条病院	星加輝久	西条市朔日市南269 - 1	平成26年 5月6日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年6月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

消防防災ヘリコプターの購入

- (2) 購入物品名及び数量 消防防災へリコプター(装備品等含む。) 一式
- (3) 購入物品の内容等 入札説明書による
- (4) 納入期限 平成28年3月31日

入札説明書による

- (5) 納入場所
- (6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26年度から平成28年度までの製造の請 負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業 者で、次の事項に該当するもの。

なお、上記資格を有しない者が、本件入札に参加を希望すると きは、資格審査を求める申請書類を 3 (5)に掲げる場所に提出し、 開札日までに、上記資格を得ること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請日から開札日までの間、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

- (3) 本件購入物品の仕様に適合する物品であることを確認できる者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問い合わせ先

愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課消防係 〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 電話番号 089-941-2111(代表)089-912-2316(直通)

(2) 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所へ持参して提出し、又は平成26年7月30日(水)正午までに(1)に掲げる場所に郵送等(書留もしくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ)により提出すること。

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、公告日から同年7月11日(金)までの間に、 インターネットの愛媛県公式ホームページ(入札情報内の本件 記事)から入手すること。

ただし、これにより難い者は次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

公告日から同年7月11日(金)までの日(土、日曜を除く。) の午前9時から午後5時までとする。

- イ 交付場所
 - (1)に同じ。
- (4) 開札の日時及び場所 平成26年7月30日(水)午後2時 愛媛県庁第二別館5階 入札室
- (5) 資格審査に関する照会先並びに申請書提出先 愛媛県出納局会計課用品調達係 〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 電話番号 089-941-2111(代表)089-912-2770(直通)

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から 第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

本件入札に参加を希望する者は、事前に、入札参加資格確認 申請書を、次の事項のとおり提出すること。

なお、当該申請書の内容に関し、説明を求められた場合は、 これに応じなければならない。

ア 受領期限

平成26年7月11日(金)午後5時までに、3⁽¹⁾に掲げる場所に持参又は郵送等により提出すること。

イ 郵送等による取扱い

郵送等により提出する場合は、平成26年7月11日(金)午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本件購入物品を納入できると知事が判断した入札者であって、 愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格 の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを 落札者とする。

(7) 契約の成立

この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1 項第5号の規定により、愛媛県議会の議決を得たときに、本契 約として成立する。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Fire rescue Helicopter , 1 set
- (2) Time limit for submission of document for qualification confirmation: 5:00 p.m., 11 July 2014
- (3) Time limit of tender: 2:00 p.m., 30 July 2014 (Time limit of tender by registered mail: 0:00 p.m., 30 July 2014)
- (4) For further information, please contact: Firefighting Section, Traffic Safety, Fire and Disaster Prevention Division, Disaster Prevention Subdepartment, Public Affairs and Environment Department, Ehime Prefectural Government, 4, 4, 2, Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790, 8570, Japan

Tel: 089 912 2316

雑 報

○公 告

西予ウインドシステム発電事業に係る計画段階環境配慮書及 び同要約書の縦覧について

環境影響評価法(平成9年法律第81号)第3条の3の規定に基づき、次の対象事業について計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)を作成したので、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに

当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」第13条の規定により、次のとおり公告し、配慮書及びこれを要約した書類(以下「配慮書等」という。)を縦覧に供する。なお、この配慮書等について、環境の保全の見地から意見を書面により提出することができる。

平成26年6月17日

シグマパワージャネックス株式会社

代表取締役 石 井 八 弥

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (1) 事業者の名称 シグマパワージャネックス株式会社
- (2) 代表者の氏名 代表取締役 石井 八弥
- (3) 主たる事務所の所在地 福岡県福岡市中央区渡辺通四丁目 8番28号
- 2 第一種事業の名称、種類及び規模
- (1) 名称 西予ウインドシステム発電事業
- (2) 種類 風力発電所の設置の工事の事業
- (3) 規模 総出力 40,000キロワット
- 3 第一種事業実施想定区域愛媛県西予市明浜町及び三瓶町境界の稜線
- 4 配慮書等の縦覧の場所、期間及び時間
- (1) 縦覧場所 愛媛県県民環境部環境局環境政策課

(愛媛県松山市一番町四丁目4番地2)

西予市産業建設部経済振興課

(愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1)

西予市明浜支所

(愛媛県西予市明浜町高山甲3657番地)

西予市三瓶支所

(愛媛県西予市三瓶町朝立1番耕地360番地1)

- (2) 縦覧期間 平成26年6月17日から平成26年7月16日まで
- (3) 縦覧時間 9時から17時まで
- 5 配慮書等についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書 に記載すべき事項
- (1) 提出期限 平成26年7月16日まで
- (2) 提出先 〒810 0004

福岡県福岡市中央区渡辺通四丁目8番28号シグマパワージャネックス株式会社 事業部

- (3) 意見書に記載すべき事項
 - ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - イ 意見書の提出の対象である配慮書等に記載された対象事業 の名称
 - ウ 配慮書等についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載すること。)

なお、意見書は縦覧期間中、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご 投函いただけます。

平成26年 6 月17日 発行 488